

平成20年度第3回
多摩市町界町名地番整理審議会

(平成20年10月1日)

第1 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議題

1) 既存区域の町名地番整理について

第3 その他

川田事務局長 皆さんこんにちは。きょうは都民の日ということで、いろいろとお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。また、前回は大変暑い中、現場確認というようなことで現地を歩いていただきまして、これまでおおむね10年近くの間、地域をはじめとしていろいろと歩いていただきながら話をさせていただきました。大体のところ、前回は最終確認ということで歩いていただいたように私のほうでは考えておりますので、そういう中で、最終のところに向かってのまとめということで、ぜひお願いをしたいと思います。

また、きょうは行政関係の方々もいらしていますので、ご意見をいただきながら、まとめの方向でお願いしたいと思います。それでは会長、どうぞよろしく願いいたします。

会長 皆さんこんにちは。お忙しい中、わざわざご都合つけていただいてありがとうございます。前回、再確認ができて、ここでまたまとめとしてお話し合いをしていくのに有効だったなと思っているんですが、ほんとうにこのところ、いろいろご苦労様です。

本日は、諸事情により、4時ごろまでには終了したいということになっておりますので、審議にご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は10名です。欠席の委員は、小磯委員、北村委員、竹田委員の3名の委員の方です。

条例第9条による会議の成立は、過半数の出席であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成20年度第3回多摩市町界町名地番整理審議会を開会いたします。

本日の審議会につきましては、個人の利害に関する内容も特にないと思われまので、公開といたします。傍聴者につきましては、先着順で10名以内とさせていただきます。傍聴者、いらっしゃいますか。

(傍聴者なし)

会長 では、進めさせていただきます。

本日の日程は、皆さんのお手元にお配りいたしました次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、議題1の既存区域の町名地番整理についてを議題といたし

ます。事務局より資料の確認等お願いいたします。

事務局

会議の次第と、それから資料として「野猿街道側町界に係る課題等について」というものが裏表で2枚ついてございます。以上でございます。

会長

議題となっております、既存区域の町名地番整理に関しましては、前回、野猿街道側の詳細な部分の視察を行いました。終了後、皆様のご意見を伺い、まとめたもの、及び写真が事務局から皆様のお手元に配布されておりますが、また本日、事務局として野猿街道側の町界にかかると課題等のまとめが提出されております。総合的な見地から、事務局からご説明お願いいたします。

事務局

前回現地を見ていただいて、また、見た後、皆さんからのご感想とかご意見とかを伺ってきたかと存じます。そのご意見については、事前に郵送させていただいております。それも参考にさせていただきながら、できればまた思い出していただければと思います。

前回はたどりますと、ここ体育館を出まして、野猿街道から森沢商店に行く道を行って、この水路のところを渡って、これは東寺方ですか、赤いほうを見てきたということです。さらに上に行って、〇〇さんのところの南側の、赤道のかなり狭い部分を確認させていただいたという経過がございます。お墓があったりとか、ほこらみたいなものがこちらにはありました。そういった現況を確認させていただいた。

それでまた北側に行って、この辺の開発、擁壁の関係を確認させていただいて、〇〇さんの横、現境界のところも確認させていただいたという経過になっております。

きょう議論するのは、この東寺方の体育館の北側のこの部分の扱いと、〇〇さん、〇〇さんのところの部分について、一定の方向を出せばと。多分、このことについては、もう10年来やってきた経過があるのかなというふうに認識しております。

まず、この黄色い案の、東寺方の現況の境界については、皆さんにもご確認いただいたとおり、ここの部分については、ここが体育館になるので官民境になるのかもしれませんが、フェンスぐらいで特に大きな境はないというような状況だったかと思えます。この道は約4メー

トルの道路ということになります。

確認していただいた水路については、この資料にありますように約2.7メートルの水路が走っている。ここを見ていただいて、特に前回確認したのは、ここの道路の境界なども見ていただいて、この道路については、いわゆる建築基準法42条の2項道路、みなし道路という形で、赤道としては90センチメートル、セットバック2メートル・2メートルで、4メートルにはなっているんですけども、途中まで境界の杭はありましたけれども、こちらの南側のほうにはないという状況だったかと思えます。それをさらに北側に行って、このあたりは赤道しかなくて、しかも90センチメートルぐらいの赤道で、杭が真中ぐらいまではあったというような状況ということで、ここに入り込んだ時点で、抜けるのはかなり厳しいということなんですけれども、現況の境界が赤いところになっているというところ確認していただいたと思います。そういう意味では、皆さんが現地確認される前からだと思いますが、この問題というのは、地形地物がないということの中でどう整理していくかという課題がある。

この赤いラインについては、この辺から擁壁があって、この擁壁は開発に伴ってかなり高い、5メートルぐらいの擁壁になっていて、高低差がかなりあって、区切りとしてはかなりわかりやすいものになっているということです。現況、ここに駐車場があるんですけども、駐車場の中を境界が走っている。これはある一定程度、例えばこの擁壁で区切るか、水路で区切るかという必要性があるだろうなというふうなことは、その時も話があったかと思えます。

そういったことを踏まえて、東寺方案、並木自治会案が出ております。これと事務局の緑の案ですね。それと、ここの畑のところをどうしていくかということをもう一度話し合って、一定の方向性を決めていきたいなと思えます。

それで、答申というふうになると、原理原則も含めて表に出ていくということになりますので、ここのエリアだけではなくて、他とのバランスなども考慮しなくてはならないということがあるかと思えます。特に、

この町名地番の審議会を始めた中で、地番を整理するに当たっての一定の基準というのが昭和56年に出ているかと思います。その中では、「境界はなるべく道路、河川、鉄道をもってこれに当て、境界の鮮明を期する」、これが原則になっております。そういった中で、いろいろな課題がありますけれども、それについてどういう理屈づけをして整理していくかということもあるのかなと。そういうことも含めて審議していただけると、答申のときに非常に助かると思います。

それともう一つ、これは野猿街道側ということなんですけれども、去年の審議の中では、この上の雨田川の百草のほうの審議をして、説明会まで開いているといった中で、去年の議事録を見ると、地元に対しては、こちらの野猿街道側も含めて決まった段階でまた説明会を開いて、市民の合意を得ていこうじゃないか、そんな議論があったかと思います。ということは、こちら側の整理の仕方と、百草側の整理の仕方、この辺の整合性なり理屈なりをつくって、地域へおろしていかなくてはならないということかなということもありますので、その辺、議論の中心にしていいただければと思います。

私からは以上なんですけれども、何かつけ加えることはありますか。

ちょっと話が拡散している部分もありますので、もうちょっと具体的に説明すると、案として、この東寺方の体育館の北側の部分については、事務局から提案した緑のライン、ここにぶつかって森沢商店のところへ行く、4メートル公道、6メートル公道の案が一つある。

もう一つ、この黄色いラインもあるんですけれども、大方の委員さんが見たのは、この水路のところを渡っていくラインですね。住宅と住宅の間の細い2項道路、みなし道路のところに行くのと、現地を確認した中では、このアニメーションの前の道路もかなり広いということで、この辺のところも一つ候補となるのかなということがあったかと思います。ですから、この東寺方の部分では、大きくピンクのラインと、緑の事務局ラインと、もう一つアニメーションのライン、三つの案があります。もちろん黄色い案もあるんですけれども、皆さんの意見も踏まえると、その三つの案が有力なのかなというところでございます。

この〇〇さんのところについてはこの2本ですね。事務局のほうでもこれ以外に説明するものがないというところでこの二つというところですね。具体的にはそのラインを「こうしていこう」ということと、それを採用するにあたっての理屈づけ、この辺が審議していただきたいところかと思しますので、よろしく願いいたします。以上になります。

会長

ありがとうございます。

今、ご説明をいただいたことで、大体この間の皆さんの意見を集約していただいたんじゃないかなとは思いますが、まず、体育館の周りなんですけれども、いろいろ意見がありました。何かこれを言っておきたいというようなご意見はないでしょうか。

〇〇委員

すみません、時間が限られていますので、ちょっと個人的なことで議論を混乱させるようで申しわけないんですけども、地元の皆さんの意向というか、感触だけお伺いしたんですけど、あれから私も何回かこの辺を歩いてみて、こっちはともかくとして、要は、ここらあたりは狭いんじゃないかとか、でもこういうふうには切らないと両方の自治会との関連でなかなかうまくいかないよというような話でしたよね。

それでふと思ったんですけども、今、行政のほうで「案1」という形でもらった三つがありますけれども、可能性としてこんなことは考えられないのかなと思ったのは、今、これが和田と東寺方の字界なんです。ここに水路があつて。例えば、ここからこういうふうには字界を使って、この水路をこう使って、こういう感じで、あとは体育館を切り切って、体育館の敷地だけという感じで、ここに「東寺方児童公園」と東寺方の名前がついていますから、こんな感じで仮に字を切ってみると、この人は今も地名が和田なんです。だから、町界町名で何丁目というのがついても、「和田」というのは動かさなくても済む。自治会については東寺方の自治会にそのまま入ってもらえればいい。そうすると、こういう狭い部分というのを考えなくてもいい。例えば、こんな感じでこういうふうな形で来て、こうかな。あとは、こちらはみんな和田です。ここまで和田。なぜかという、今、ここには「和田」の地名がついている。自治会のおつき合いは別ですが、わざわざ自治会の

付き合いを考えるから、この狭い所を通っているけれども、これが全部和田だったら、東寺方の自治会のおつき合いは今までどおりやってもらえればいいわけですし、案外こうして広いところ、広いところが使える。ここは東寺方のバス停があって、ここから見ているとこの水路は雨田川に比べると狭いですが、結構深くて、ここから見えるんですよ。ただ、こっちのほうが住宅が密集しているから、ここから見るとこのあたりまでしか見えないんです。ただ、こっちとこっちは平面的に行き来ができなくて、こちら側は東寺方のほうから、こちら側は和田のほうからアクセスする。だから、これを通して、ここらあたりになるとこの道路のふちが明確に出てくるんです。ここは狭いですけどね。ここが東寺方だから、この道路を通して和田へ行くというよりも、ここだけは東寺方にして、できればこの児童公園、公共施設あたりで区切っていったほうが。そうすると、関係するところの人たちは大字の変更をほとんどしなくて済む。ある程度地形地物で切れて、自治会の付き合いはそれぞれの自治会でやってもらえばいい。

ただ、問題は、ここの東寺方の地域とこちらの東寺方の地域がここで分断されるといいますか、切れちゃうんですよ。ただ、こちらは東寺方だから、町部をどういうふうに切るか。そしてこんな可能性は。

- 事務局 ラインを引きますか。
- 〇〇委員 引ければ。
- 事務局 うまく引けなくて申しわけないんですけど。
- 〇〇委員 ここはこういう感じです。
- 事務局 そこは体育館周りの。
- 〇〇委員 体育館周りの敷地で、児童公園を取り込んで。
- 事務局 こっちですか。
- 〇〇委員 これはここまで行っちゃって。この水路ですね。これは並木の案と同じなんです。
- 事務局 ここの水路ですね。
- 〇〇委員 そうそう。その水路です。ここまでね。
- 事務局 ちょっとラインの引き方が違いますね。ここはなしで。

- 〇〇委員 ここもなし。
- 事務局 ここが体育館のところで、ここら辺で敷地境はこうでよろしいですか。
- 〇〇委員 今までと全く違った感じなんですけど、自治会のおつき合いと字界は別に考えていただいて、自治会のおつき合いは字界をまたがっても今までどおりやっけていただいて。それで、現況の和田と東寺方の境界をできるだけ尊重するみたいな感じで。ただ、この水路が雨田川ほど広くないんですけど、この辺だと深くて、あえて言うならばできるかなと。こっちの細い道路をやるよりもどうかと。ちょっと個人的に考えただけで、固執するわけじゃありませんのでね。一つの頭の体操として、こういうことは考えられないんでしょうかという問題提起といたしますか。
- 今までがこういう形でずっと来ていたんですけど、この間、この辺は見なかったんですよ。だからちょっとあれだけど。
- 事務局 水路自体は2.3メートル程度はあると思います。それから本通りが8メートルぐらいですか。それから、先ほどの森沢商店に行くところは6メートルという状況でございます。
- 〇〇委員 すみません、いいですか。
- 会長 はい、どうぞ。
- 〇〇委員 非常に下見をされて、苦労されているなというのはわかるんですけども、その辺というのは何とか工作物、公共物に持っていくことが可能なんですけれども、どうやっても〇〇さんの周り、〇〇さんの周りが、何か理屈を見つけないというような状態になりますよね。
- 〇〇委員 こっちのほうですか。
- 〇〇委員 そうですね、その周りが。今、〇〇さんがご説明されたところまでは、大体道路なり、水路なり、あるんですけども、今、赤丸がついたところ。この界限というのはどうしても何もないという状況の中で、民民の境界というふうになるのかなと。地域で仕事をしながらずっと住んでいる私たちとしてみれば、私は平成14年からこの委員会に加わらせてもらっていますけれども、どうも落としどころがない部分でやっているなということを考えると、整理できる所を先に。例えば仮に野猿街道の北側、百草団地も踏まえて、北側の町名地番をすべて入れかえてしま

って、東寺方についても森沢商店のバス通りから東側については、もう1丁目がついていますよね。有山地区のあたりからずっと続きながら、桜ヶ丘団地に寄ったほうのところをすべて整理してしまって、この辺の境界の難しいところについては凍結してしまってはどうかという気がするんですよね。まして、これは昭和55年からやられているみたいですが、すけれども、昔に比べれば声のトーンも小さくなってきているような気がするんですよ。そうすると、何年凍結するかわからないですけれども、今、地域のコミュニティーというのがだんだん分断されてきていますし、地域に関心のない方も正直申し上げて増えてきていますね。そうすると、あと何年かすると、当初の野猿街道、3・4・19号線というラインで行けるのではないかと。何年といっても10年とか20年とかという単位になるかもしれませんけれども、またできるところから町名地番、何丁目何番地という整理をしてしまう。仕上がっているところと仕上がっていないところ、今、和田の中で仕上がっているところというのは愛宕団地の下と、東寺方の愛宕団地の下だけですね。駅の周りの区画整理が終わったところだけですよ。その間がまたでき上がってくることによって、やっぱり便利だよという話になってくると、地元からまた声が出てくるのかなというふうにも思うんですね。

今、無理にここに手をつけるよりも、せつかくここまでやってきているんですけれども。百草、落川の地名についても同じことが言えるんじゃないか。最終的には、多分聞いていけばどこまでも固持していくんですけれども、百草あたりも、歩いてみれば半々なんですよ。正直言って、まだでもいいんじゃないかという方も結構おられます。だけど、百草にこだわる方もおられます。落川も同じだと思うんです。だけどこれが、代が変わることによって、だんだん地元意識というのが薄くなっているようですから、できるところを全部町名地番を変更してしまって、できないところは凍結の状態、地域から声が出るまで待ったという形もありじゃないかという気がするんですよ。

会長

画期的なお話ですね。

〇〇委員

すみません、崩してしまうようで申しわけないんですが。

会長 結局、基本があるのを無理やりな形で何かを決めていくより、無理がある部分は残して、整然といけそうなところだけ先にやることはできないかということですよ。

〇〇委員 そうですね。

事務局 全体の図を出しましょうか。

会長 そうしていただいたほうがいいですね。

事務局 これでよろしいですか。こんな感じで前回区切ってはいますけれども。

〇〇委員 そうですね。Fとか、Gとか、Hとか、それからAの野猿街道から北側。そこができますよね。

会長 あとEのところは。

〇〇委員 Bも行けるかなという気がしますよね。そこはもう完璧に行けますよね。そんな感じで、もし。

会長 そうすると東寺方のほうは、都道のところから？

事務局 もう一度線を引きますか。

〇〇委員 そうですね。そこから。

事務局 これが野猿街道。ずっと下がってきますね。

〇〇委員 それで、3・4・19号線に曲がっていただいてもいいと思うんです。

事務局 こっちですか。

〇〇委員 いやいや、ちょっと待ってください。そうか、そこはいじらないほうがいいのかな。どうだろう。Bのところは囲っちゃっていいと思います。

事務局 ここですか。

〇〇委員 そうですね。そこならば間違いないんですけど。

事務局 あれなら、BとCのところは、できるとしたらこのラインで。

〇〇委員 そうですよ。ずっと下まで行けちゃいますね。

事務局 多分こう切るのかな。その部分は多分整理ができるでしょう。

〇〇委員 できちゃいますね。

事務局 ここからこう整理するんですか。

〇〇委員 いや、違う。野猿街道で。

事務局 ここを実施すると、BとCはかなりプレッシャーがかかるんじゃないですかね。

会長 Bを入れないで。

事務局 ここは坂になっているからこっちへ。

会長 明確なところだけ。

〇〇委員 これは何の坂ですか。Bのところ。

事務局 これですか。これは和田中通りです。

事務局 道路幅は5メートルか6メートルぐらいです。

事務局 そうですね。

事務局 ここをこう来て、ここまで来ますね。

〇〇委員 和田中通りまで。

会長 和田中通りまで行っちゃって。

事務局 ここまでですか。

事務局 それで下におろす。

〇〇委員 まっすぐ。

事務局 ずっと下までですね。

会長 その左側ということですよ。

〇〇委員 はい。外れる方には申しわけないんですけど、ここを整理してしまっ
て、「向こうは整理できているけどこっち側はどうなの」というような
ご意見が地元からも出てくるかと思うんですね。そのときに初めて、再
度手をつけたほうがいいのかなと。ここで論議を重ねて、無理やり工作
物のないところに境界を持っていったりとか、地元の意見と全然違うと
ころに持っていかうとしたりとかいうのはちょっと無理があるかなと。
先日、現地を見てかなり無理かなというのが正直なところで、当初言わ
れていた野猿街道と3・4・19号線というのはほんとうにいいライン
だとは思いますが、ただ、これも今は既にだめという形の中で来て
いるじゃないですか。だめな部分は置いといて、決まる場所だけ決め
てしまう。東寺方の宝蔵橋のところからずっとバス通りを通して、2番
のところですね。宝蔵橋のところから森沢商店の前を通して、そこです
ね。そこからずっとまっすぐですね。

事務局 ここですね。

会長 都道にぶつけちゃう？

〇〇委員 都道まで。

事務局 Aのほうに？

〇〇委員 いいや、違います。3番のところまで。

事務局 ここですか。

〇〇委員 そうすると、一部落川も入ってきちゃうからどうかなという気はするんですが。

事務局 こんな感じですか。

〇〇委員 そうですね。そこを先に取りまとめて行っちゃったらどうなのか。それで、あとのところは少し。

会長 基本的な考え方で、現時点で地域の皆さんと意見がすり合わないし、少し様子を見ますという感じですね。

〇〇委員 そうですね。凍結してしまってもいいのかなど。かといって、道路をつくるわけにもいかないでしょうし。

会長 どうですか。〇〇さん、いかがですか。

〇〇委員 難しいとは思いますが、どこの部分が難しいとは言えませんが。

事務局 難しいとおっしゃったのは、今のところでは、2番と3番のところの線の話ですよ。A、B、C、Dとかという西側のほうは先行する部分には特に。

〇〇委員 落川がかかるもんね。

会長 そうすると、明確なところだけ先行しようという。

〇〇委員 行っちゃっても大丈夫だと思います。今のラインであれば、多分どれも変更はございませんので。それで、「町名が何丁目何番地になって便利だよ。非常にいいよ」というようなお話の中で、多分BとかCにお住まいの方、また百草の方が「早くやってくれよ」という話になってくるかどうか。それから、Aの東寺方側に取り残される部分がありますね。〇〇さんのお宅とか体育館の周り。この境界の方たちが、あと10年とか20年のうちにだんだんばらばらになってくるんじゃないかと。今はまだ「和田だよ。どうしても和田」というようなこだわりがありますけれども、20年もたつと、皆さんここにいる方も大分辛くなってくるんでしょうけれども、昭和55年から手をつけていることを考えたときに、

あと何年引っ張るんだと言われるかもしれないですけども。

会長 結局これで決まらないで、これで言うと大栗川の向こうまで引きずっているというか、そういう意見ですよ。

〇〇委員 決められるところだけすべて決めてしまっ。

〇〇委員 あとは一次答申、二次答申みたいな形で、一次を先にこれをやって、二次は引き続き検討しますと。

〇〇委員 中で便利になってよくなったという話でも出てくれば、多少違うと思うんですよ。「この辺はやってくれないのかい」と。

会長 一ついい点は、今、和田というのは広いじゃないですか。和田の番地だけで行き着くのは、地元の方でないとても難しい話ですよ。そのところが、ある程度丁目がついて、「新しく明確に整理されているのはあの道路の向こう側よ」ということで、ある程度便利さは出ますよね。

〇〇委員 便利さは相当出ると思うんですよ。

会長 決まっていない地域が小さくなりますからね。

〇〇委員 それで、3ケタ、4ケタという地番がついているところ取り残されていって、あとでまた「何でここはできないの」、「字界が足かせになっていますよ」という話の中で、多少代が変わりながら、どこだっ

会長 いかがでしょう、地域の委員さんとか。

〇〇委員 あれだと、AとDがちゃんとできるような構図になりますよね。その二口は。そうすると、徐々にBとCがうまくいくんじゃないかなと思いますね。

〇〇委員 あと、和田のAの東側の東寺方に接した地域、そこに残された地域になりますけれども、その持って行き場所が、だんだん意識が変わってくるのかなと。変わってくる、地元から声が出る、その辺をお待ちしてもいいんじゃないかなというように。予算をかけて、時間をかけて、こうして何遍も重ねて重ねて、理屈の通るところを見つけて。ぐちゃぐちゃな境界をつくるよりも、せっかくこれだけ皆さんお集まりいただいているんですが、決めたいのはやまやまなんです、ただ、意見が交差しているうちはどうなのかなと。

会長 どうでしょう、〇〇委員。

〇〇委員 私も審議会に加わってまだ日が浅いですが、できるところは早くやっていただいたほうが。私も和田の地域に住んでいますので、私の子供のころに変わると言うてから、もうずっとたっていますので、早くやっていただきたいというのもあります。今、百草地区やら東寺方のほうで無理やり切ろうとしているところに入っている方、その方が納得できないまま切られてしまうと、せっかく多摩市が好きだったのに無理やり変えられてしまったというよりは、その方の意識も、10年、20年たてば、「やっぱり便利なほうがいいや」というふうになってくると思うんですね。ですから、できるところからというのは賛成です。

会長 〇〇委員、いかがですか。

〇〇委員 僕も、できるだけ早くAとDを、今言ったとおりにできるところを先にやったほうがいいんじゃないかなと思いますね。あと、細かい2番、3番とかB、Cはちょっと入り組んでいるから。

会長 〇〇委員、いかがですか。

〇〇委員 同一地域内だから、今、〇〇さんが言ったように比較的できるんですよ。今、一番難しいのが、東寺方と和田の境界をどこにおこうかという、そこだけ決まれば、あとは同一地域内というのは、東寺方も和田もそうだけれども、比較のお互いにできちゃうと思うんですよ。そういう意味で、境界を今まで見てきたもので、この間の案で行けるのか行けないのか、それでだめだったらそのまま置いといて、今できるところだけをやるとかね。そういうふうに詰めてこないとだめだと思いますね。

会長 どうでしょう、各委員からいろいろ意見が出ましたが、〇〇委員からごらんになってみるといかがですか。

〇〇委員 私は途中から入って、全体の細かいところは全くわからないんですけども、ただ、決め方としては、私が去年から会議に入って見ていると、多分10年たっても20年たっても決まらないんじゃないかと、そんな印象を持っているんですよ。あと、地元の方の意見というのはみんなそれぞれ多分事情があるんでしょうから、なかなか「いや、そこじゃだめだ。こっちがいい」という話は当然あると思うんです。その辺斟酌し

でずっとやっていると、際限ない議論になってしまうというところで、先ほどおっしゃられたように、とりあえず決められるところは決めていく。年月に連れて、必ず流れというか変化があると思います。私も杉並に住んでいて、小さいときにそういうことがあったんですけど、そうしたら「うちのほうも早く変えてくれないかな」という流れになった記憶がありますね。だから、長いスパンになりますけど、そういう考え方もありかなと思いました。

会長 ○○委員、いかがですか。

○○委員 私も○○委員と同じで、去年の10月からということで入っています。なかなか議論百出で決まらないということで「ダメかな」とはたから見ちゃったようなところがあるんですけども、確かに、決められるようなところから決められるのでしたら、先にそっちをやっていたほうがすっきり行くと思いますし、便利なことが目に見える形で、生活の中でわかってくるでしょうから、そうするといろいろな意識とかも変わってくるのかなと思われるので、先に決められることを決めてしまうということに賛成です。

会長 ○○委員、いかがですか。

○○委員 みんなでやってきて、みんなが見て分かる部分で意見が合うところは確定していったほうが。どんどん広がっていくよりは、その部分はもう構わなくていいということで、あとは問題を残す部分は、何でここが残っているのかというのがわかったほうがいいんじゃないでしょうか。毎回毎回来ていても、進まないのは結構辛いんですね。

会長 ○○委員、いかがですか。

○○委員 審議会で答申を出すときに、2段階答申になるのか、ともかく、「とりあえず今、ここまでは詰まりました。問題がないところだけ先にやります」という答申で終わらせちゃって、この審議会はその分はもう終わって、今度は乞田のほうに行くのか、それとも一次答申で「詰めてきたけど、ここまで詰まりました。それについて、詰まったところで早くできるところはやってください」という答申をやって、「残った部分については引き続き検討していきます」とか、「時期を見て」とか。そうい

う答申を出したときに、市として、あるいはこれは議会を通すわけですよ。そこで受け入れられるものなのかどうか。それと市側の意向も確認する必要があると思うし、もう一つ、さっき〇〇さんの言われた問題のない部分について、この審議会としてもあのラインの区分け、問題がない部分の区分けはオーソライズしなくちゃいけないですよ。それは、後に引きずらないようにやらなくちゃいけないわけですよ。

特にここの問題なんですけれども、要はこのライン、野猿街道をこの審議会として一つの重要な骨格道路として認定するんだと。そうしないと、このエリアというのは確定しませんよね。今は並木自治会のほうに入っているわけで、将来、こっちを先に地番整理をして、時計回りか何かで地番をつけていく。今度、時が来てこっちをやったときに、こっちはないからこっちサイドで町の境界を決めなくちゃいけないし、何丁目というのもこっち側だけで考える必要があるんでしょう。たまたま将来、こういう形で町の境界が決まったとして、こっちの地番と連番でくっつけていくんだという、地番が飛んじったりなんかするから、ここはここで一つの何丁目というのを考えなくちゃいけないんです。そういう意味で、こういうラインというものは「審議会として一応オーソライズしました」というのを答申の中へ盛り込んで、「将来こっちを考えるとときには、これは前提条件として動かしません」という内容も答申の中に入れておかななくちゃいけないんですよ。

市のほうでそういうことでいいとするならば、確かに問題のないところは議論する必要はないわけですが、一次答申ということにするのか、この審議会の正答申という形で、先行して答申するのもいいのかなと思うんですが。

事務局

今、〇〇委員のおっしゃるところで、例えばAのところは、野猿街道と、それから野猿街道から東寺方のほうに行っている道路との間に境を持ってこようかどうしようかという話があるので、後になってまた地番の振り直しというのはできないことになろうかと思うんですね。ですので、その辺のところを考えていくと、一番確実な、大栗川で区切るFとEというところのラインでしたら明らかに分かりますので、そこから西

側のところはほとんど変わりようがないのは明らかだと思うんですね。Dはそれほどではありませんが、Aは両方が入っているところですので、ここで答申を出したときに、地域説明に行ったときにどのようなお話が出るかというのはちょっと懸念される場所があると思います。

あと、一次答申というようなことで出させていただく分には、私どもはそれで仕事が進められますので、市民の方々もわかりやすくなる部分が増えるので、それはよろしいかと思えます。ただ、問題は、1丁目から仮に6丁目まで振るときに、どこを1丁目にするかというところで、あとから1丁目の隣が7丁目だとかというわけにはいきませんから、そういう工夫は必要だと思います。私ども行政側とすると、これまで整理してきた期間があるので、皆様のご意見をいただいたような形では、先行できるところはさせていただければと思います。この地区は一時的に継続という形にさせていただいて、次の場所を先に審議させていただくということもできます。まだほかにも残っているものですから、させていただければ処理が速いかなと思います。ですので、先ほど言ったようにAのところの取り扱いを明確に整理しておかないとちょっと辛いことが起きてしまうかなと思いました。

会長 前に丁目の案で、幾つか変わりましたよね。今、ここに出ているものですね。

事務局 これですね。これが1で、2と3ということで3案を出させていただいております。第1回資料として配布させていただいております。

会長 今、こういう考えが出てきていますけれども、今ここで皆さんにちょっと確認させていただきたいんですが、〇〇委員が提案された、できるところからやってみようじゃないかというご意見、今まで皆さん何となく納得できなかつたり、どうしようと思いつながら何とか決めようとしていた複雑な部分は、残してというご意見、果たしてそれで問題があるのかなのかというのはともかくとして、〇〇委員のおっしゃったように、そういう方向性の考え方でお話を進めていくということはいかがですか。皆さん、問題ないですか。

(「はい」の声あり)

会長 では、そういう方向で、今、確認をしていかなければいけないところ、とりあえずやっけていくに当たって、問題が出てきてしまうのかどうかというところをきちんと確認していかなきゃいけないと思うんですけれども、先ほど幾つか〇〇委員からも出たりしたような、今回とりあえずやるところを決めていくために、きちっと分けていくところと、それから将来的に何丁目としていくときに、今回の決めていこうとした東寺方と和田との境界あたりがどちらに行くかというのは将来的な話として、それを考えたときに何か問題が残るかどうか。Aの地域と、今回いろいろやっていた地域、それは今、東寺方と和田の、今まで並木の案だったときには、一緒に入れちゃう形でしょうか。

事務局 このラインは、ブルーの線がここにございますが、この線までで一応引いております。この間については、面積を出すときにこの現況のラインで面積を出しております。ですから、Aは基本的にこういう形での面積を積算しております。ここの部分についてはラインが引けなかったものですから、面積を出すときには現況町界でというような形で面積を出しております。ですから、このブルーとこちらのブルーの間については、私どもの方でも線が引けなかったというふうに、第1回のお話しさせていただいております。

〇〇委員 いずれにしても、野猿街道を挟んで両側が一つの何丁目という丁目にはなるという感じですよ。

事務局 はい。

事務局 いや、野猿街道じゃないでしょう。

事務局 野猿街道じゃなくて、Aの区切りは、ここはないんですよ。

会長 野猿街道を挟んじゃってということですよ。

事務局 そうですね。Aは基本的に、ブルーが町界のラインですので、この間が抜けていますので、この間は現況ラインで面積積算していますので、ここについては町界をとっていないという言い方はないですが、Aは基本的に、ここまではAでよろしいんじゃないかというふうには考えて、それでこの間が、どこにしましようかと。ですから、A自体はこれで。

〇〇委員 両方挟むわけね。

事務局 両方挟んでというふうな考え方ではおりますが、ただ、これが野猿街道ということになれば、またちょっと違ってはきますけれども。

事務局 もともとAは野猿街道のこちら側も含んでいたのです、ここでこの野猿街道のラインでこっち側を整理することになると、これは分断しますから、若干問題は残るのかなということ、これはAを残しておいてFとDと、そっちからやるというのがいいのか、さらにAの野猿街道のほうから西側を整理するほうがいいのかというふうにするのかは、ちょっと議論が必要なのかなと。

〇〇委員 それは、一つの丁目の面積が小さくなってしまうということなんでしょうか。

事務局 それは、前回の資料の中に、A、B、C、Dの面積は一応つけさせていただいております。

事務局 1回目の資料ですか。

事務局 1回目資料の一番後ろにA、B、C、Dごとに全部資料1、2、3の面積自体はつけさせていただいております。ただ、Aは、この青いラインから現況町界を引いて、A自体の面積というふうにお考えいただければと思います。だから、Aはこういう形の、これがAの面積というふうにお考えいただければと思います。資料1でございますので、Aは21ヘクタール。ですから、ここから行っても、野猿街道を区切ったとしても、ここだけの面積はちょっと測れなかったのですが、12から13ヘクタールにはなると思うんです。そうすると、1丁目の単位としては何とかできるのかなというふうには。例えば個々で区切ったとして、この百草と比べていただいても、百草が10ヘクタールですので、それよりはちょっと大きいかなと思いますので、1丁目を構成する面積としては、今までの実績の一番少ない面積よりは広くなります。

〇〇委員 Eの部分が14ですもんね。

事務局 14とちょうど同じぐらいですかね。

〇〇委員 そうすると、問題ないんじゃないかなという気がするんですよ。例えば何丁目とつきますよね。その中で1番から何番という次の番号が来ますね。1丁目1番とか、2番とか、10番とかいうくくりになりますよ

ね。その中をまた切っていくと、その下がまた1番からずっと切れていきますけれども、どこまでも永劫行くわけじゃないですから。例えば野猿街道の東側に和田の地番がついてきた。町名地番を変えるぞとなってきたときに、続き番号がつけられるんじゃないかと思うんですね。

会長 大きい番号でいいという形ですね。

〇〇委員 例えばAのところでは何番まで使うかわからないですけども、ある程度は。

事務局 そうですね。ちょっと乱暴ですけど、こういうふうに分けていくと思うんですよ。これで1、2、3、4というふうに。

〇〇委員 仮にこっち側が決まったときに。

事務局 それで、こっち側が決まったときに、本来なら時計回りですから回らなきゃいけないんですけど、こっちへこう続くという可能性も、何とも言えないんですけども。

〇〇委員 ありじゃないかなと思うんですね。そうすると、野猿街道で決めても。仮に、今の地番のように1番からずっと2000番のようにずっと通し番号でやっていて、いきなり生まれてくると1番の隣に何千番というのが来たりとかありますけれども、そのための丁目割でしょうからできるんじゃないかと思うんです。時計回りじゃなきゃいけないというものがあるのであれば、ちょっと勉強不足だったんですけども。こだわらなければ、後からでもつけられるんじゃないかと思うんですね。

会長 一緒に含んでいってしまうのであればということですね。

事務局 ここを残すかどうかですね。残さないでここからやってしまうんだという、かなりインパクトは。ここをやることによるインパクトは出てくると思うんですけどね。

〇〇委員 これはやったほうがいいと思います。そこはみんな並木の自治会ですから。

事務局 並木はちょうど分断されるような形ですか。

〇〇委員 並木の自治会の中でそういう意見の交換が出てこない、効果がないのかなというふうには思うんですが。

事務局 インパクトを与えたほうがいいだろうと。

〇〇委員 わかりませんが、あまり言うと怒られちゃいますから。そうすると、自治会の中でそういう意見の交換を、「やったほうがいいんじゃないか」とか、「もう自治会にこだわらないでいこうよ」という話になってくるのか、どこまでもこだわってくるのか。もう一つは、並木の自治会というものがどこまで維持できるか。だんだん新しい人にどんどん変わっていくわけですね。その中で「東寺方でも和田でもいいよ。境界をきちっとつけて、丁目をきちっとつけてください」というようなご意見が自然と出てくるのを待ちたいなとは思いますが。

会長 基本に沿って、結局野猿街道の東側は東寺方でというふうになるかもしれないですね。

〇〇委員 というふうに今言うと怒られちゃいますけれども、そうなるのであれば一番きれいかなと。

会長 原則に近づきますよね。

〇〇委員 和田自体が東寺方中になっちゃうのかもしれないんですけども。案として、例えば丁目割のもうちょっと細かな部分、この資料1、2、3とあるんですが、もう少し細かく割った中でお出しいただくことって可能でしょうか。

会長 いかがですか。もう少し具体的に。

事務局 そうですね。具体的に整理をして。

〇〇委員 これでいいと決まったわけじゃないんでしょうけれども、もし案として出していただけたら。

事務局 シミュレーションみたいなものですね。

事務局 それを前提とした場合にはこういう手法で行けるんじゃないかというようなものを幾つか出してみます。

会長 それで問題点が出てくれば、そのときにはっきりしていただくということ。

〇〇委員 それで、皆さんがご了解いただけるのであれば、できるところからやっちゃってということがいいのではと。

会長 今できるところから考えてもいいんじゃないかというのは、皆さんの総意がありましたから、そういう方向で検討してみようという形がいい

と思います。

〇〇委員 東寺方と並木の、特に自治会関係の方を中心に何回も案を出してやっていたじゃないですか。それがちょっと先に行くよという話になったときに、その辺の反応というか、どういうふうになりますかね。

会長 特に東寺方は決まらなくなっちゃうんですね。

事務局 少しでも東寺方が第1陣に入っていれば。全く抜けちゃいますから。

〇〇委員 都道を境にした左側のAを一応案として、そこの丁目を早くつくっちゃって、そうするとBの都道から右側の人を取り残されたみたいだから「早くやってくれよ」となるんじゃないですかね。そうすれば、AとDが早めに丁目になれば。さっきの〇〇さんの道路の境を兼ねて。

会長 やれるところの面積が広いほうがインパクトがあるという話ですね。そうすると、どうしますか。

事務局 それでは、きょうは前回見ていただいて、現場では大変地形地物だとかそういうのがなかなか思うようなところがないというのが現状だと思います。事務局といたしましても、実はこれを未来永劫といいますか、ずっと使うわけですから、それなりの場所にとということがありました。きょう、そういった案をいただきましたので、それを前提とした素案をまたお示しさせていただくようにいたします。

先ほど皆さんからもお話ありましたが、和田の地区はその形で出せるんですが、今は東寺方の地区に出せないというところがありました。Aの地点のところ、宝蔵橋から東寺方に行っていた道路、そのところ、今、お手元には2と書いてある部分ですけれども、その部分を、東寺方もどうしても案を出そうとすると、あの道路の緑色の線が通っているバス通り、そのところの2というところで一つ案をつくって出すかというのはあるかと思いますが、そこに入れちゃうと、今度はAと2との間の三角のところ、この間見ていただいた〇〇さんのところの開発の区域が三角で残ってしまうという形になってしまいます。そんな案でもとりあえずいいよということで出すのだったら出しますが、そこは出さないほうがいいというのだったら2は出さないで、東寺方だけにしておいたほうがいいでしょう。

〇〇委員 それだけでは絶対だめだという意見が出るから。

事務局 そうしましたら、Aのほうのラインの野猿街道のところでは切らせていただいた案までつくらせていただく整理をさせていただいて、次回には課題だとか、それから先ほどあったように一定の面積が確保できているだとか、できないだとか、そういうようなところも含めて資料づくりをさせていただくということを、まずは思います。

事務局 この黄色いラインでよろしいですか。

事務局 とりあえず黄色いラインからAとD。

事務局 黄色いラインからこっち側ということで。

事務局 野猿街道から和田中へ入っていったラインということでよろしいですか。

会長 そうですね。

事務局 地番まで区切りますか。かなり細かい資料になってしまうんですけども。

事務局 大ざっぱなもので。

事務局 大ざっぱで。とりあえずイメージで。

〇〇委員 何丁目何番地まででいいんじゃないですか。

事務局 じゃあ、Aの部分を、A、D、E、F、G、Hということで、これを拡大しまして番地を区切るというふうな形でよろしいですか。

〇〇委員 いいんじゃないですか。

事務局 わかりました。

事務局 じゃあ、もう一つ。事務局では、先ほど〇〇委員からご意見いただきましたように、行政といたしましてもそういった形で先行できるところを先行してといったときの課題といいますか、そういうものもあわせて整理をさせていただきまして、一次答申というような形がふさわしいのか、または、ここはこれで答申という形にしてしまうのか、そういった部分も含めて整理させていただいて、お出しさせていただくという考え方です。

 あと、多摩市の町界町名地番の審議会というのはずっと続いているものですから、「この案件についての答申」という出し方になりますので、

そこだけは。

事務局 部分答申という形になります。そこだけご理解いただければと思います。

会長 そういう形でもよろしいですかね。あと、何か、これはきょう発言しておかなければというようなご意見が残っている方いらしたら。いいですか。あと、こういうふうにしてほしいとか、ないですね。

〇〇委員 資料1についての説明がないんですけど、何かこの中で問題点があるのかどうか。

会長 事務局、お願いします。

事務局 では事務局のほうから、きょうお手元に配られたものと、それから先に送らせていただいた写真つきのものがあつたかと思うんですが、現場を見たときの写真ですね。これがありますので、それと両方見ていただきながら、課長のほうから説明をさせますのでよろしくをお願いします。

事務局 写真がいいですか、図面がいいですか。

事務局 図面で。

事務局 この図面でいいですか。

事務局 そうですね。先ほどお話しした中で、この課題についてはお話しさせていただきました。大きく分けて、東寺方の体育館の北側での課題と、例の〇〇さんと〇〇さんのところの畑になっているところの課題、二つに分けて、そこでの案の説明と、そこにおける課題ということで取りまとめたものなので、先ほどの説明の繰り返しになるかと思えます。

この整理の仕方としては、体育館周辺の課題ということで挙げさせていただいて、その課題を踏まえて第1案、第2案、第3案、今は第4案までありますけれども、和田の開発地区についてということで、例の〇〇さんと〇〇さんのところ、ここについても課題を整理させていただいて、課題を踏まえた上で第1案、第2案、例の黄色と赤のラインですね。こういったラインがあつて、審議の中では全く別の話が出てきたので、これ以上この件について言うことはないのかなと思えますが、そういった資料ですということでご理解いただければと思います。

会長 よろしいでしょうか。

じゃあ、本日はこの程度にとどめたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。既存区域の町名地番整理については、継続審議とさせていただきます。

次回はどうぞされますか。

事務局

次回ですけれども、今、事務局の想定していたようなものとちょっと違うような展開ということもありますし、またそれぞれの課題、面積等をシミュレーションしてお示しするというようなことで、若干時間はかかるのかなと思います。したがって、12月は議会になってしまいますので、できますれば11月中旬以降の日を設定させていただければと思います。会場等の都合も話なので、また調整させていただいて、開催の通知をさしあげたいと思いますので、よろしくお願ひします。基本的には水曜日、これは会長の都合になりますけれども、水曜日を前提として、中旬以降の水曜日ですから幾つか限定されると思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

会長

わかりました。たくさんの作業をお願いしていますから、その辺も含めて、また予定を立てていきたいと思っています。詳細はまたお知らせいただくこととして、平成20年度第3回多摩市町界町名地番整理審議会を終了いたします。皆様、ご苦勞様でございました。

— 閉 会 —